

道路運送法第 5 章（自家用自動車の使用）及び第 6 章（雑則）
に規定する申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針について

内閣府沖縄総合事務局陸運事務所長の権限に係る道路運送法第 5 章（自家用自動車の使用）及び第 6 章（雑則）に規定する申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針を定めたので公示する。

平成 18 年 9 月 29 日 （公示第 38 号 平成 18 年 9 月 29 日）
一部改正（公示第 30 号 令和 2 年 12 月 1 日）

1. 自家用自動車の有償運送の許可（法第 78 条第 3 号）

- （1） 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、地域又は期間を限定して運送の用に供するものであると認められること。
- （2） 輸送の安全及び利用者保護の観点から問題のない運送形態であること。

2. 自家用自動車の有償運送の登録（法第 79 条）

- （1） 交通空白地有償運送については、令和 2 年 11 月 27 日付け国自旅第 316 号に定める処理方針による。
- （2） 福祉有償運送については、令和 2 年 11 月 27 日付け国自旅第 317 号に定める処理方針による。
- （3） 国家戦略特別区域法第 16 条の 2 に定める自家用有償観光旅客等運送については、平成 29 年 12 月 7 日付け国自旅第 215 号の 2 に定める処理方針による。

3. 自家用自動車の貸渡しの許可（法第 80 条第 1 項）

貸渡し人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡しについては、平成 7 年 9 月 1 日付け公示第 6 号に定める審査基準による。

4. 貨物自動車運送事業者に対する有償旅客運送の許可（法第 83 条）

- （1） 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であると認められること。
- （2） 輸送の安全及び利用者保護の観点から問題のない運送形態であること。

5. 標準処理期間

いずれも一ヶ月とする。ただし別に定めがある場合はこの限りでない。

附 則

1. この公示は平成18年10月1日以降受け付ける申請事案について適用する。
2. 自家用自動車の有償貸渡し（リース）を業とする者の取扱い基準について（平成8年4月1日付け公示第8号）は平成18年9月30日限り廃止する。
3. 地域協議会の協議結果に基づき地方公共団体が自らバスの運行を行う場合の許可の取扱いについて（平成14年1月21日付け公示第2号）は平成18年9月30日限り廃止する。

附 則（令和2年12月1日付け改正）

この改正は、令和2年11月27日以降受け付ける申請事案について適用する。